

柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第14号

柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年柴田町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら印鑑登録申請した場合は、次の各号のいずれかにより第1項の確認をする<u>こと</u>ができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他町長が適当と認める本人確認の<u>手続</u>により、本人確認が行われたとき。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら印鑑登録申請した場合は、次の各号のいずれかにより第1項の確認をする<u>事</u>ができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他町長が適当と認める本人確認の<u>手続き</u>により、本人確認が行われたとき。</p> <p>4～6 (略)</p>				
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の表の左欄に掲げるものを利用し、それぞれ同表の右欄に掲げる利用端末に自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の「利用者証明用電子証明書」をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する「個人番号カード」をいう。)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された</u></p>				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="181 1765 475 1818">区分</th><th data-bbox="475 1765 794 1818">利用端末</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="181 1818 475 2009"><u>個人番号カード利用 者証明用電子証明 書(電子署名等に係 る地方公共団体情報</u></td><td data-bbox="475 1818 794 2009"><u>多機能端末機(本町 の電子計算機と電気 通信回線で接続され た民間事業者が設置</u></td></tr></tbody></table>	区分	利用端末	<u>個人番号カード利用 者証明用電子証明 書(電子署名等に係 る地方公共団体情報</u>	<u>多機能端末機(本町 の電子計算機と電気 通信回線で接続され た民間事業者が設置</u>	<u>た民間事業者が設置</u>
区分	利用端末				
<u>個人番号カード利用 者証明用電子証明 書(電子署名等に係 る地方公共団体情報</u>	<u>多機能端末機(本町 の電子計算機と電気 通信回線で接続され た民間事業者が設置</u>				

<p><u>システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u></p>	<p><u>する端末機で、証明書を自動的に発行する機能を有するものをいう。以下「多機能端末機」という。）又は窓口専用端末機</u></p>	<p><u>民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に発行する機能を有するものをいう。）又は窓口専用端末機に自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>
<p><u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）</u></p>	<p><u>多機能端末機</u></p>	

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。